2026年11月26日

株主各位

株式会社東陽テクニカ
代表取締役社長執行役員　高野　俊也

「第74期定時株主総会招集ご通知」第4号議案に関する補足説明について

「第74期定時株主総会招集ご通知」（以下「招集ご通知」といいます。）に記載の第4号議案の社外監査役候補者である森川紀代氏につきまして、当社の社外監査役の計画的な交代方針及び同氏の再任をお願いする理由を、以下のとおり補足説明いたします。

記

森川紀代氏の当社社外監査役としての通算在任期間は、本定時株主総会の終結時をもって12年となります。当社は、社外役員の長期在任を独立性の判断要素とする機関投資家の議決権行使基準があることを認識しており、在任期間が長期に及ぶことについては、独立性の観点から慎重な検討が必要であると考えております。

当社は、監査に必要な専門的知見・経験の継承と監査体制の継続性を確保するため、社外監査役の計画的な交代を進めております。今回、新たに社外監査役候補者としている山口陽子氏には、将来的に、森川氏が弁護士としての専門性を活かして担ってきた監査上の役割を引き継いでいただくことを想定しております。
一方、森川氏は、当社の成長戦略の構想段階から一貫して監査役の立場で関与し、当社固有の事業リスクや組織特性、過去の重要な経営判断の経緯について深い知見を有しております。当社が成長戦略の重要な実行段階にある現状において、これらの知見を引き続き監査に活かすとともに、山口氏への円滑な引継ぎを図ることが、監査の実効性と継続性を確保する上で必要と判断し、今回、森川氏の再任をお願いするものです。

なお、当社は、長期在任のみをもって独立性を判断するのではなく、職務遂行の実績、当社及び経営陣との関係性、一般株主との利益相反の有無等を総合的に勘案しております。森川氏は、これまで経営陣から独立した客観的な立場を維持し、必要に応じて専門的見地から意見・提言を行うなど、監査役としての職責を適切に果たしてまいりました。また、同氏と当社及び経営陣との間に独立性を損なう利害関係はなく、長期在任によってその客観性が損なわれている事実も認められないことから、引き続き独立した立場で監査を遂行できると判断しております。再任後も東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
今回の再任は、後任者への知見・経験の継承を円滑に進めるための経過的な措置として位置付けております。両氏の選任をご承認いただいた場合には、引継ぎの進捗を確認しながら計画的な交代を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、招集ご通知と本補足説明をあわせてご確認いただき、本議案へのご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上